

砥部町における入札及び契約の過程等の公表について

第1 目 的

砥部町が行う入札及び契約事務の透明性を高めるため、発注の見通し、入札及び契約の過程等の公表について、基本事項を定めることを目的とする。

第2 工事等の発注の見通し

- 1 公表の対象 入札実施予定のものを公表する。
- 2 公表の内容
 - (1) 入札又は契約の名称、場所、期間、種別及び概要
 - (2) 入札及び契約の方法
 - (3) 入札を行う時期
- 3 公表の時期等
 - (1) 4月1日を目途として公表する。
 - (2) 6月、9月、12月の月末を目途として、公表した工事等の発注の見通しを見直したうえで、修正を加えることとする。
- 4 公表の方法
企画財政課において閲覧に供するほか、町のホームページで公表する。
- 5 公表の期間 対象年度の年度末日までとする。

第3 競争入札有資格者名簿の公表及び指名の基準

- 1 町の入札に参加する資格を有する者の名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の公表
 - (1) 公表の内容
 - ア 事業者の商号又は名称（以下「商号等」という。）及び所在地又は住所
 - イ 入札に参加できる工事、業務又は物品の種目
 - ウ 建設工事においては格付
 - (2) 公表の時期及び方法
有資格業者名簿の作成後（格付を記載した名簿にあっては、格付を行った後）、速やかに、企画財政課において閲覧に供するほか、町のホームページにおいて公表する。

(3) 公表の期間 資格の有効期限までとする。

2 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

砥部町発注の契約に係る指名基準（平成 18 年砥部町告示第 98 号）に定め、同基準を企画財政課において閲覧に供するほか、町のホームページにおいて公表する。これを変更したときも、同様とする。

第 4 競争入札執行前の公表

1 入札の参加資格等

(1) 一般競争入札又は、公募型指名競争入札を行おうとする場合の特定競争入札参加資格を、その都度、砥部町掲示板に掲載するほか、町のホームページにおいて公表する。

(2) 総合評価落札方式による競争入札を行おうとする場合の総合評価落札方式によることとした理由及び落札者の決定基準を、その都度、砥部町掲示板に掲載するほか、町のホームページにおいて公表する。

2 予定価格

建設工事及び建設コンサルタント業務の予定価格を、次の各号に掲げる競争入札の種類に応じ、当該各号に掲げる通知又は公告に記載する。

(1) 一般競争入札 入札参加資格の公告に合わせて記載する。

(2) 公募型指名競争入札 工事発注の公告に合わせて記載する。

(3) 通常型の指名競争入札 指名通知書に記載する。

第 5 競争入札後の公表

1 公表の対象 入札に付したものを公表する。

2 公表の内容、時期及び方法

入札後、速やかに次に掲げる事項を、企画財政課において閲覧に供するほか、町のホームページにおいて公表する。この場合において、(2)クに掲げる事項には該当する入札者の欄に「低入札価格調査実施」と明記する。

(1) 入札結果

ア 入札及び契約の方法

イ 種別、入札の名称、入札参加者数

ウ 落札者の商号等及び落札金額

(2) 入札状況

- ア 入札の名称、執行担当者及び立会者職氏名
- イ 施工又は実施箇所、落札高
- ウ 入札日時
- エ 期間
- オ 工事又は事業の概要
- カ 契約予定日、予定価格
- キ 入札者の商号等及び所在地又は住所、入札金額
- ク 低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った者のうち最低の価格をもって入札をした者の商号等

3 公表の期間

入札の日の属する年度の末日から3年が経過する日までとする。

第6 指名停止処分の公表

1 公表の内容

競争入札参加停止の措置を受けた者の商号等並びに指名停止の期間及び理由

2 公表の期間及び方法

停止処分の解けた日の属する年度の年度末まで、企画財政課において閲覧に供するほか、町のホームページにおいて公表する。

附 則（平成18年3月31日制定）

この取扱いは、平成18年3月31日から実施する。

附 則（平成19年3月16日改正）

この取扱いは、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成20年3月6日改正）

この取扱いは、平成20年4月1日から実施する。

附 則（平成21年9月25日改正）

この取扱いは、公示の日から実施する。